

〔関係諸規程〕 (資料)

## 学校法人中央大学基本規定 (寄附行為)

(規程第一号)

### 目次

第一章 総則 (第一条—第三条)	
第二章 総長 (第四条—第九条)	
第三章 役員及び顧問 (第十条—第二十二条)	
第四章 理事会 (第二十三条—第二十五条)	
第五章 評議員会 (第二十六条—第三十四条)	
第六章 資産及び会計 (第三十五条—第四十一条)	
第七章 収益事業 (第四十二条—第四十三条)	
第八章 基本規定 (寄附行為) の変更 (第四十四条)	
第九章 合併及び解散 (第四十五条—第四十六条)	
第十章 公告 (第四十七条)	
附則	

### 第一章 総則

(名称)

第一条 この法人は、学校法人中央大学と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を東京都八王子市東中野七四二番一に置く。

(目的)

第三条 この法人は、教育と研究と行わせるため、次に掲げる学校及び研究所を設置する。

#### 一 中央大学

大学院

法学研究科・経済学研究科・商学研究科・理工学研究科・文学研究科

法学部一部

法理学科・国際企業関係法学科・政治学科

法学部二部

法律学科・政治学科  
法学部通信教育課程

経済学部一部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科・公共経済学科

経済学部二部

経済学科・産業経済学科・国際経済学科

商学部一部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

商学部二部

経営学科・会計学科・商業・貿易学科

理工学部一部

数学科・物理学科・土木工学科・精

密機械工学科・電気工学科・電気・

電子工学科・工業化学科・応用化学

科・管理工学科・情報工学科

## 理工学部二部

物理学科・土木工学科・精密機械工

学科・電気工学科・電気・電子工学

科・工業化学科・応用化学科・管理

## 文学部一部

文学科・史学科・哲学科・社会学科・

## 文学部一部

総合政策学部 政策科学科・国際政策文化学科

イ 中央大学高等学校 定時制過程 普通科・商業科

ウ 中央大学杉並高等学校 全日制過程 普通科

エ 中央大学杉並中学校

オ 中央大学附属高等学校 全日制過程 普通科

## 二 研究所

ア 日本比較法研究所

イ 中央大学経理研究所

ウ 中央大学経済研究所

2 この法人は、私立学校法第二十六条の規定による事業を

行う。

## 第二章 総 長

(総長)

第四条 この法人に総長を置く。

2 総長は、この法人の設置する学校その他学術研究機関を  
総括総理する。

3 総長の任期は、三年とする。ただし、任期満了の後にお  
いても後任の総長が就任するまでは、その職務を行う。

(総長の選任)

第五条 総長は、次に掲げる者で組織する委員会の選考した  
者について、理事会が選任する。

一 学長・研究所及び高等学校長

二 学部長及び各学部教授会で互選した者各三人

三 理事会で互選した者五人

四 評議員会で互選した者若干人

五 事務局長及び副参事以上の職員から互選した者二人

2 前項第四号に定める委員の員数は、第三号の員数と合算  
して第一号、第二号及び第五号の員数の合計と同数とする。

(総長の選考委員会)

第六条 前条の選考委員会は、理事長が招集する。

2 委員会は、委員の互選により、委員長を定める。

3 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ、会議  
を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決定  
する。

(総長の職務代行)

第七条 総長に事故があるとき、又は総長が欠けたときは、

理事会が、その職務を代行する者を定める。

(教学審査会)

第八条 総長の諮問機関として、教学審議会を置く。

2 教学審議会に関する規則は、別に定める。

(教学審議会への諮問)

第九条 総長は、学校その他学術研究機関に関する規則の制定又は改廃並びに重要な学術研究機関の設置又は改廃について、教学審議会に諮問しなければならない。

第三章 役員及び顧問

(役員)

第十条 この法人に理事及び監事を置く。

2 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。ただし、第十二条に定める職務上の理事は、定数外とする。

一 理事 十二人以上十七以内

二 監事 二人以上三人以内

3 第十二条に規定する職務上理事において、総長と学長とが兼ねる場合には、前項第一号の規定にかかわらず、理事の定数は、十六人以上二十一人以内とする。

(理事の選任)

第十一条 理事は、評議員会の議決によって評議員その他の者から選任する。この場合において、各学部教授会が推薦する教授各一人を理事に選任するものとする。

(職務上の理事)

第十二条 総長、学長及び事務局長は、前条の規定にかかわらず、その在任中理事となるものとする。

2 学長の職務、任期及び選任等に関する規則は、別に定める。

(理事長)

第十三条 理事長は、選任理事のうちから理事会が選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総長たる理事を理事長に選任することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長たる理事を理事長に選任することはできない。

4 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事の互選によって、その職務を代行する者を定める。

(事業理事及び常任理事)

第十四条 理事の互選によって、事業理事一人及び常任理事若干人を定める。

(監事の選任)

第十五条 監事は、評議員会の議決によって、評議員その他の者から選任する。

2 監事の互選によって、常任監事一人を置くことができる。

(任期)

第十六条 役員（職務上の理事を除く。）の任期は、三年とする。ただし、補欠又は補充によって役員となる者の任期は、現在役員の残任期間とする。

2 役員は、任期満了の後においても、次期役員が就任する

までは、その職務を行う。

#### 第四章 理事会

(理事長及び理事の職務権限)

第十七条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 理事は、理事会を組織し、その議決について責任を負う。  
(総長たる理事の代表権)

第十八条 総長たる理事は、第四条第二項に規定する事項について、この法人を代表することができる。

(事業理事の職務権限)

第十九条 事業理事は、この法人の行う収益事業に関する事務を処理し、これについて法人を代表することができる。

(常任理事の職務権限)

第二十条 常任理事は、理事長を補佐し、その担理事務を処理する。

2 常任理事は、理事会が必要と認めたとときは、特定の事項について、この法人を代表することができる。

(監事の職務権限)

第二十一条 監事は、この法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査する。

2 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧問)

第二十二条 この法人に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事長が評議員会の同意を得て委嘱する。

(理事会)

第二十三条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

2 理事会の議長には、理事長が当たる。理事長に故障があるときは、常任理事の互選によって議長を定める。

3 学部長、大学院研究科委員長、図書館長、学生部長、通信教育部長、研究所長、電子計算機センター所長、保健センター所長及び高等学校長は、必要に応じ、理事長の承認を得て理事会に出席し、その所管事項について意見を述べることができる。

(理事会の議事)

第二十四条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数によって決定する。

3 理事の意見が可否同数のときは、理事長の決するところによる。

4 議事に関する記録は、理事長が署名し、事務局長が保管する。

(理事会の権限)

第二十五条 理事会は、この法人の一切の業務を決定する。

ただし、常務の執行については、理事長が常任理事と協議

して決定する。

## 第五章 評議員会

(評議員会)

第二十六条 評議員会は、選任評議員及び職務上評議員で組織する。

(選任評議員の数及び被選資格)

第二十七条 選任評議員は、その定数を二百人以内とし、この法人の学員中、二十五歳以上の者から選任する。

2 次に掲げる者をこの法人の学員とする。

一 この法人の設置する大学の卒業生及び大学院の修了者  
二 この法人の選任教職員

三 この法人の設置する学校の前身たる学校(英吉利法律学校、東京法学院、東京法学院大学及び中央大学予科・専門部・工業専門学校)の卒業者

四 財団法人中央大学から学員として推薦された者

五 学校法人中央大学評議員会において学員として議決して  
た者

六 この法人に功労又は特別の縁故あるものとして学員会又は評議員二十人以上の推薦により、理事会において学員として議決した者

(評議員の選任)

第二十八条 選任評議員は、次に掲げる者で組織する選考委員会の選考した候補者について、評議員会が選任する。た

だし、任期満了となる評議員は、この選任の議決に加わることはできない。

一 理事の互選による者三人

二 学部長及び各学部教授会で選任した教授各一人

三 事務局長及び評議員たる事務職員で互選した者一人

四 評議員会議長

五 前各号に規定する者及び職務上の評議員を除く残留評議員で互選した者若干人

2 前項第五号に定める委員の数は、第一号の員数と合算して第二号及び第三号の員数の合計と同数とする。

3 選考委員会は、評議員会議長が招集する。

(職務上評議員)

第二十九条 この法人の役員、顧問、学部長、図書館長、学部長、通信教育部長、研究所長、高等学校長及び事務局長は、その在任中評議員となるものとする。

(評議員の任期)

第三十条 選任評議員の任期は、四年とする。

2 補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補充評議員の任期は、そのつど、評議員会において定める。

4 選任評議員の解任については、第十六条第三項を準用する。

(議長及び副議長)

第三十一条 評議員会に議長及び副議長各一人を置く。

- 2 議長及び副議長は、評議員会において選任する。
- 3 議長及び副議長の任期は、各二年とする。ただし、補欠の議長及び副議長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることもができる。

(会議)

- 第三十二条 評議員会は、理事長が招集する。招集状には、議題を明記しなければならない。
  - 2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の者から、会議に付すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
  - 3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
  - 4 評議員会の議事は、別段の規定がある場合のほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 評議員は、他の評議員に委任して表決することができる。委任した評議員は、評議員会に出席した者とみなす。
  - 6 会議に関する記録は、議長及び議長の指名した評議員二人が署名し、事務局長が保管する。
- (議決事項)
- 第三十三条 次に掲げる事項については、評議員会の議決を経なければならない。

- 一 予算、決算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び重要な資産の処分に関する事項

- 二 基本規定(寄附行為)の変更

- 三 この法人の業務に関する重要な規定の制定又は改廃

四 合併

- 五 私立学校法第五十条第一号及び第三号に掲げる事由による解散

六 残余財産の処分に関する事項

(委員会)

- 第三十四条 評議員会は、その権限に属する事項を審議させるため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会に関する規則は、別に定める。

第六章 資産及び会計

(資産)

- 第三十五条 この法人の資産は、現有の固定資産及び流動資産とする。

- 2 次の各号に掲げる収入は、すべてこの法人の資産とする。

- 一 資産から生ずる果実

- 二 学生生徒等納付金及び手数料

三 寄附

四 補助金

- 五 収益事業から生ずる利益金

## 六 その他の収入

### (計算基準)

第三十六条 この法人の会計は、学校の経営に関する会計

(以下「学校会計」という。)と収益事業に関する会計に分  
け、学校会計は、文部大臣の定める学校法人会計基準の定  
めるところにより処理しなければならない。

2 収益事業に関する余計は、公正な会計慣行に基づいて処  
理しなければならない。

### (資産処分の制限)

第三十七条 基本金に属する重要な固定資産の処分は、評議  
員会において出席評議員の三分の二以上の同意を得なけれ  
ばならない。

### (予算)

第三十八条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、評議  
員会の議決を経なければならない。

2 学校会計の予算は、総合、各学校及び経理研究所(講座  
部)の予算に区分しなければならない。

3 収益事業に関する予算については、予定貸借対照表及び  
予定損益計算書を作成しなければならない。

### (決算)

第三十九条 この法人の決算は、毎会計年度の終了後二ヵ月  
以内に、監事の意見書及び公認会計又は監査法人の監査報  
告書を添えて、評議員会の承認を求めなければならない。

### (財務諸表の備置)

第四十条 この法人の作成する財務諸表は、監事の意見書及  
び公認会計士又は監査法人の監査報告書とともに、常に事  
務所に備えておかなければならない。

### (会計年度)

第四十一条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌  
年三月三十一日に終わる。

## 第七章 収益事業

### (種類)

第四十二条 この法人が行う第三条第二項の事業は、出版業  
並びに生命保険の募集及び生命保険契約締結の媒介に関す  
る業務とする。

### (利益金の処理)

第四十三条 収益事業に関する会計の利益金は、積立金とし  
て積み立てるほか、学校会計に繰り入れることができる。

## 第八章 基本規定(寄附行為)の変更

### (議決の方法)

第四十四条 この基本規定(寄附行為)の変更は、評議員会  
において出席評議員の三分の二以上の同意を得なければな  
らない。

## 第九章 合併及び解散

### (議決の方法)

第四十五条 この法人の合併及び解散の議決については、前条の規定を準用する。

(残余財産の帰属)

第四十六条 この法人が解散した場合における残余財産の帰属者は、他の学校法人その他教育事業を行う者のうちから選定する。

## 第十章 公 告

(公告)

第四十七条 この法人が、法令によってする公告は、事務所の定時提示場に提示して、行う。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和二十九年三月一日)から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、昭和三十七年十月八日から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、

それぞれのこの基本規定(寄附行為)により選任された者とみなす。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則

この基本規定(寄附行為)は、昭和三十九年六月二十六日から施行する。

附 則(規程第四百二十五号)

この基本規程(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十一年十二月十六日)から施行する。

附 則(規程第四百二十六号)

この基本規定(寄附行為)は、評議員会の議決を経た日(昭和五十二年三月二十一日)から施行する。

附 則(規程第四百九十二号)

この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年四月一日)から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この基本規定(寄附行為)は、所轄庁の認可を受けた日(昭和五十三年九月二十七日)から施行する。

(経過措置)

2 この基本規定(寄附行為)施行の際、現に在任する総長、役員、評議員、評議員会議長及び同副議長は、その任期中、



それぞれこの基本規定（寄附行為）により選任された者とみなす。

3 この基本規定（寄附行為）施行の際、件に在任する顧問は、この基本規定（寄附行為）により委嘱された者とみなす。

附 則（規程第八百三十九号）

この基本規程（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（昭和五十八年五月三十日）から施行する。

附 則（規程第一千二十九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（昭和六十三年月十八日）から施行する。

附 則（規程第一千七百七号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成元年十二月二十二日）から施行する。

附 則（規程第一千二百八号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成三年十二月二十日）から施行する。

附 則（規程第一千二百九号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規程第一千二百六十号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成四年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規定第一千三百三十九号）

（施行期日）

1 この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日（平成五年十九日）から施行する。

（経過措置）

2 理事の定数に関する第十条第二項第一号の規定は、この基本規定（寄附行為）によつて新たに選任される理事から適用する。

附 則（規定第一千三百四十一号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成五年十二月二十一日）から施行する。

附 則（規定第一千三百七十四号）

この基本規定（寄附行為）は、所轄庁の認可を受けた日

（平成六年四月十九日）から施行する。

施行 昭和二六・三・八

改正 昭和二七・七・二一

# 中央大学学員会会則

(名称)

第一条 本会は、中央大学学員会と称する。

(目的)

第二条 本会は、学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 奨学援助及び學術研究に対する助成
- 二 各種研究会、講演会及び見学会の開催
- 三 父母連絡会との交流
- 四 学生との交流
- 五 会報の発行
- 六 学員名簿の編纂
- 七 その他必要と認める事業

(会員)

第四条 本会の会員は、学校法人中央大学基本規定(寄附行為)に定める学員とする。

2 会員は、一定の会費を納入するものとする。  
(本部及び支部)

第五条 本会の本部は、東京都千代田区神田駿河台三丁目十

一番地に置く。

2 本会は、別に定める規程に基づき、支部を設置することができる。

3 前項の支部の設置については、幹事会の議を経て、会長が承認する。

4 支部長は、支部の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(役員)

第六条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 一人
- 二 副会長 七人以上十人以内
- 三 常任幹事 二十人以上二十五人以内
- 四 幹事 八十人以上百人以内
- 五 会計監事 四人又は五人
- 六 協議員 七人以上八百人以内
- 2 会長及び副会長は、その在任中常任幹事及び幹事の地位につき、前項に定める数の制限を受けない。
- 3 会長、副会長、幹事、会計監事及び支部長は、その在任中協議員は地位につき、第一項に定める数の制限を受けない。

(役員を選任)

第七条 会長、副会長、幹事及び会計監事は、協議委員会において選任する。

2 協議員は、総会において選任する。

3 前二項の選任方法は、協議員会及び総会において定める。

4 常任幹事は、幹事の互選による。

(役員任期)

第八条 役員任期は、三年とする。

2 補欠又は補充によって選任された役員任期は、現任役員任期とす。

(役員職務権限)

第九条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従いその職務を代行する。

3 常任幹事、幹事及び協議員は、それぞれ常任幹事会、幹事会及び協議員会において、おのおの所定の職務を行う。

4 会計監事は、本会の会計を監査する。

5 会計監事は、常任幹事会及び幹事会に出席して、意見を述べることができる。

(名誉会長)

第十条 本会に名誉会長一人を置くことができる。

2 名誉会長は、幹事会の議を経て、協議委員会において推薦する。

3 名誉会長は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(名誉顧問)

第十一条 本会に名誉顧問を置くことができる。

2 名誉顧問は、学校法人中央大学理事長、学校法人中央大学学総長及び中央大学学長に在任する者について、会長が委嘱する。

3 名誉顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

(顧問)

第十二条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長及び副会長に在任した者について、幹事会の議を経て、協議委員会において推薦する。

3 顧問は、重要な会務について、会長の諮問に応ずる。

4 顧問は、特別の事情があるときを除き、終身在任する。

5 顧問は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

(参与)

第十三条 本会に参与を置くことができる。

2 参与は、特に本会の発展に苦勞があつたと認められる者のうちから、幹事会の議を経て、会長が委嘱する。

3 参与は、重要な会務について、会長に対して意見を述べることができる。

4 参与の就任年齢は六歳以上とし、任期は6年とする。

ただし、特別の事情があるときは、さらに参与を委嘱することができる。この場合の任期は6年とする。

5 参与は、原則として、本会の役員を兼ねることはできない。

い。

(総会)

第十四条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年5月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 総会の招集は、開催日の二週間前までに学員に周知させる方法により行う。

5 総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

6 総会は、協議員の選任その他本会の重要な事項について審議する。

(協議員会)

第十五条 協議員会は、定時協議員会及び臨時協議員会とする。

2 定時協議員会は、毎年五月に会長が幹事会の議を経て、招集する。

3 臨時協議員会は、会長が必要と認めるとき、幹事会の議を経て、招集することができる。

4 協議員百人以上が、連署をもって会議の目的たる事項を示して協議員会の招集を請求したときは、会長は、遅滞なく招集しなければならない。

5 前三項の招集は、開催日の二週間前までに通知を行う。

6 協議員会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一人により行う。

7 協議員会は、次の事項を審議する。

一 会長、副会長、幹事及び会計監事の選任

二 事業計画、事業報告、予算及び決算の承認

三 会則の改正、規程の制定及び改廃

四 名誉会長及び顧問の推戴

五 その他本会の重要な事項

8 協議員会は、協議員の四分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

9 協議員会の議事は、特別の定めがあるときを除き、出席協議員の過半数で決し、可決同数のときは議長の決するところによる。

10 協議員は、書面により出席協議員に委任して、その権限を行使することができる。

(会長・副会長会議)

第十六条 会長・副会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長・副会長会議は、会長が議長となり、第三条に規定する事業その他本会の事業の執行について協議決定する。

(幹事会)

第十七条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 幹事会は、会長が議長となり、学員の推薦、規則及び細則の制定又は改廃その他本会の運営上必要な事項を審議す

る。

(常任幹事会)

第十八条 常任幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 常任幹事会は、会長が議長となり、本会の運営上必要な企画、立案等の事項について調査・研究し、意見を具申する。

(委員会)

第十九条 本会は、必要に応じて幹事会の議を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の組織、権限、運営等に関する事項は、幹事会において定める。

(奨学会の設置)

第二十条 第三条第一号に定める事業を行うため、財団法人白門奨学会を設置する。

(学校法人中央大学評議員候補者の選出)

第二十一条 本会は、別に定める規程により、協議員会の議を経て、学校法人中央大学評議員の候補者を選出する。

(本会の経費)

第二十二条 本会の経費は、学員会会費収入(以下「会費」という)、寄附金、事業収入、補助金及びその他の収入をもつて充てる。

(会費)

第二十三条 会費は、三万円とし、第四条により学員となつたときに全額を納入するものとする。

2 学生は、学員となることを前提として、予へ会費を預託することができる。

3 会費の納入及び預託に関する規程は、別に定める。

(寄附金)

第二十四条 寄附金は、特に指定されたもののほか、これを基本金に繰入れ、寄附者の氏名は、本会記録に記して、長くその厚意を彰する。

(会計年度)

第二十五条 本会の会計年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(会計処理)

第二十六条 本会の会計処理については、別に定める中央大学学員会経理規程による。

(本部事務局)

第二十七条 本会に中央大学学員会本部事務局(以下「本部事務局」という。)を置く。

2 本部事務局に局長を置き、局長は、その在任中、常任幹事、幹事及び協議員の地位につき、第六条第一項及び第二項に定める数の制限を受けない。

3 本部事務局に関する規程は、別に定める。

(会則の改正)

第二十八条 この会則の改正は、協議員会において、出席協議員の三分の二以上の議決を経なければならない。

附則

(改正会則の発効)

1 この会則は、協議員会において議決されたときから効力を生ずる。

(旧役員任期)

2 旧会則により選任された役員は、この会則の発効と同時に退任する。ただし、この会則による役員が選任されるまでのおのその職務を行う。

(この会則により選任された役員任期)

3 この会則により、最初に選任された会長、副会長、幹事及び会計監事の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年五月三十一日までとする。

4 この会則により、最初の選任された協議員の任期は、第七条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年六月三十日までとする。

(参与の委嘱)

5 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十一条第三項により委嘱されたものとみなす。

(旧会則による会費完納者の取扱)

6 昭和五十八年三月三十一日までに旧会則に定める会費を完納した者は、第二十条に定める会費を完納したものとみなす。

(旧会則による分割納入者の取扱)

7 旧会則第十九条ただし書きにより会費の分割納入を継続している者の会費は、第二十条の規定にかかわらず、二万

円とする。ただし、昭和五十八年十二月三十一日までにその残額を完納しなければならない。

(昭和五十八年度の会計年度)

8 昭和五十八年度の会計年度は、第二十一条の規定にかかわらず、昭和五十八年一月一日から昭和五十九年三月三十一日までとする。

(昭和五十八年三月十二日施行)

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成二年五月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この会則施行の際、現に在任する会長、副会長、常任幹事、幹事、会計監事及び協議員は、その在任中、それぞれこの会則により選任されたものとみなす。

附則

(施行期日)

1 この会則は、平成六年五月十四日から施行する。

(経過措置)

2 旧会則により委嘱され、現に在任する参与は、第十三条第四項の規定にかかわらず、終身在任するものとする。

# 中央大学法曹会会則

(制定昭四四・五・一七、改正昭五五・五・二七、平成二・五・一六、平三・五・二三)

第一条 本会は中央大学法曹会と称し、中央大学学員会の支部とする。

第二条 本会の事務所を東京都内に置く。

第三条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与することを目的とする。

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の行事を行う。

- 一 中央大学の健全な運営に協力し、意見を具申すること
- 二 会報及び会員名簿の発行
- 三 研究会、講演会及び座談会の開催
- 四 その他必要と認める事実

第五条 本会は中央大学学員で東京都内に住所又は勤務場所を有する法曹並びに本会の趣旨に賛同する中央大学学員たる法曹をもって組織する。

幹事長は、本会の趣旨に賛同して会員になろうとする者の申出を受けたときは、常任幹事会の議を経て右の者を会員とするものとする。

第五節 本会に次の役員を置く。

- 一 幹事長 一名
- 二 副幹事長 五名

三 常任幹事 五十名以内

四 幹事 三百名以内

五 会計監事 三名以内

第六節 幹事及び会計監事は総会において選任する。但し、幹事は別に定める規定により選出した候補者の中から選任するものとする。

幹事長、副幹事長及び常任幹事はいずれも幹事の互選による。

第七節 役員の任期はすべて二年とする。但し再任を妨げない。補欠、補充又は増員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第八節 本会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は総会の議を経てこれを委嘱する。

顧問及び参与は本会の管理運営につき随時その諮問に応えるほか幹事会または常任幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第九節 幹事長は本会を代表し会務を掌理し、中央大学学員会の支部長となる。

副幹事長は幹事長を補佐し幹事長に事故あるときは予め

定めた順序によりその職務を代行する。

幹事及び常任幹事は、それぞれ幹事会及び常任幹事会を構成し、おのおの所定の職務を行うものとする。

会計幹事は本会の会計を監査するものとし、常任幹事会及び幹事会に出席して意見を述べることが出来る。

第十条 総会は定時と臨時とに分ち、定時総会は毎年五月中に幹事長がこれを招集する。

幹事長が必要ありと認めたときは臨時総会を招集することが出来る。

幹事長は、百名以上の会員が別に定める規程により会議の目的たる事項を示して臨時総会の招集を請求したときは、遅滞なく、これを招集しなければならない。

総会の議事は、その都度選任された議長及び副議長各一名がこれに当たる。議長は幹事長より提案する議事を総会の審議に付ける。

副議長に議長を補佐する。

総会の議事は出席会員の過半数によって決する。

第十一条 幹事会は年二回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、幹事十五名以上の連署による請求をうけたときは遅滞なく、幹事会を招集しなければならない。

幹事会において幹事長が議長となり、本会の運営上重要な事項及び本会の会員を中央大学の理事、監事、評議員その他の役員並びに中央大学学員会の役員の各候補者に推

薦する事項を議決する。

第十二条 常任幹事会は幹事長、副幹事長、常任幹事をもって組織し、年四回以上幹事長の招集によりこれを開く。

幹事長は、常任幹事五名以上の連署による請求を受けたときは、遅滞なく、常任幹事会を招集しなければならない。

常任幹事会においては幹事長が議長となり、本会の常務及び運営上必要な一切の事項を審議決定する。

第十三条 本会には必要に応じ、幹事会の議を経て、委員会を置くことが出来る。

委員会の組織、権限、運営に関する事項は幹事会においてこれを定める。

第十三条の二 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

3 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、別に規則をもって定める。

第十四条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもつて支弁する。

会費は幹事会の議を経て別に定める。

第十五条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

予算及び決算は幹事会の議を経て、総会の承認を得なければならぬ。

第十六条 本会則は総会において出席会員の三分の二以上の



同意を得て改正することができる。

附則

この会則は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第一条第二項及び第十三条の二の改正規定は、平成二年五月十六日から施行する。

附則

第五条第四号の改正規定は、平成三年五月二十三日から施行する。

会員の請求による臨時總會招集規程

第一条 この規程は、中央大学法曹会会則第十条第三項による臨時總會招集に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 百名以上の会員が、会則第十条第三項により臨時總會の招集を請求しようとするときは、連署によるものとする。

第三条 前条の場合において、会員は、臨時總會の開催に必要な経費を、あらかじめ、幹事長に預託しなければならない。前項の経費は、印刷費、通信費、会場費等幹事長の積算する額によるものとする。

第四条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程と改正会則施行の日から施行する。

幹事候補者選出規程

第一条 この規程は中央大学法曹会会則第六条による幹事候補者の選出に関する事項を定めることを目的とする。

第二条 幹事候補者は左の各号の区分に従い、各別にその員数を投票以外の方法により選出するものとする。

一 東京弁護士会所属会員中より 一三〇名以内

二 第一東京弁護士会所属会員中より 五五名以内

三 第二東京弁護士会所属会員中より 五五名以内

四 都内各裁判所所属会員（判事出身の公証人を含む）

中より 三〇名以内

五 都内各検察庁所属会員（検事出身の公証人を含む）

中より 三〇名以内

第三条 削除（昭和五五年六月一日施行）

第四条 この規程に定めない事項につき必要のあるときは幹事会においてこれを決定することができる。

第五条 この規程の改正は会則改正の手続による。

附則

この規程は、昭和五五年六月一日から施行する。

附則

第二条各号の改正規程は、平成三年五月二十三日から施行する。

中央大学法曹会事務局規程

第一条 中央大学法曹会事務局本会（以下「事務局」という。）

に次の職員を置く。

一 事務局長

一人

二 事務局次長

若干人

第二条 事務局長及び事務局次長は、幹事会の議を経て、幹事長がこれを任免する。

第三条 事務局長は、幹事長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

2 事務局次長は、事務局の事務を分担し、その担当事務について事務局長を補佐する。

第四条 幹事長は、幹事会に諮り、事務局の運営及び事務処理に関する細則を定めることができる。

第五条 この規則は、幹事会の議を経て改正することができる。

#### 附 則

この規則は、平成二年五月十六日から施行する。

# 中央大学法曹会人事委員会規則

## (設置)

第一条 本会に人事委員会（以下本委員会という）を置く。

## (本委員会の目的)

第二条 本委員会は、本会幹事長の諮問に基づいて本会が学  
校法人中央大学、中央大学学員会、その他に推薦する候補  
者の人選を行うことを目的とする。

## (委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- |                |    |
|----------------|----|
| 一、東京弁護士会ブロック   | 四名 |
| 二、第一東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 三、第二東京弁護士会ブロック | 二名 |
| 四、裁判所、公証人ブロック  | 一名 |
| 五、検察庁、公証人ブロック  | 一名 |

## (委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員長一名を置き、必要に応じ副委員  
長若干名を置くことができる。

委員長および副委員長は、委員で互選する。

委員長は、会議を招集し、議長となる。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、

委員長に代わる。

## (会議)

第六条 本委員会は、第二条の目的を達成するため随時招集  
し、審議答申する。

## (幹事長等の出席)

第七条 本委員会は、必要に応じて幹事長、副幹事長および  
事務局の出席を求め意見を聴くことができる。

## 付則

この規則は、平成七年六月一日から施行する。

# 法職教育検討委員会規則

(設置)

第一条 本会に法職教育検討委員会(以下「本委員会」とい  
う)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、中央大学法職講座運営委員会及び中央  
大学司法特設講座運営委員会の各事業、その他、法職を目  
的とする中央大学学生及び卒業生に対する法職教育につい  
て、調査、検討及び協力することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

一、中央大学法曹会推薦の

中央大学法職講座運営委員会委員 二名以内

二、中央大学法曹会推薦の

中央大学司法特設講座担当講師 六名以内

三、東京弁護士会ブロック

八名以内

四、第一東京弁護士会ブロック

四名以内

五、第二東京弁護士会ブロック

四名以内

六、裁判所ブロック

二名以内

七、検察庁

二名以内

(委員長、副委員長)

第四条 委員会に委員長及び副委員長若干名を置く。

2 委員長及び副委員長は、前条に定める委員のうち、同条

第一号及び第二号の各委員を除いた委員で互選する。

(委員の任期)

第五条 委員の任期は、二年とし、一年毎に半数を改選する。

ただし、再任を妨げない。

2 委員は任期満了後も、後任者が就任するまで、その職務  
を行なわなければならない。

(委員会)

第六条 委員会は、定例会と臨時会とし、委員長が招集する。

付 則

この規程は、平成六年十二月九日から施行する。

(経過措置)

1 改正日以前からの委員のうち、第三条第一号の委員及び  
同条第三号乃至第七条の各半数の委員の各任期は、第五条  
の定めにかかわらず、平成七年の幹事会において、新委員  
が選任される日までとし、その余の委員の任期は平成八年  
の幹事会において、新委員が選任される日までとする。

2 改正日から一年以内に委員となる第三条第二号の委員の  
うち、半数の委員の任期は、第五条の定めにかかわらず、  
平成七年の幹事会において新委員が選任される日までとし、  
その余の委員の任期は、平成八年の幹事会において新委員  
が選任される日までとする。

# 大学問題委員会規則

(設置)

第一条 本会に大学問題委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(本委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、中央大学法曹会  
会則第三条第一号に定める事項を審議し、回答することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会は、次の者で構成する。

- |                             |       |
|-----------------------------|-------|
| 一、中央大学法曹会選出の<br>学校法人中央大学評議員 | 若十名   |
| 二、東京弁護士会ブロック                | 二四名以内 |
| 三、第一東京弁護士会ブロック              | 十一名以内 |
| 四、第二東京弁護士会ブロック              | 十一名以内 |
| 五、裁判所ブロック                   | 二名以内  |
| 六、検察庁、公証人ブロック               | 二名以内  |

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 委員長は会議を主催し、副委員長は補佐し委員長に

事故あるときはその職務を代行する。

委員長は委員の互選により選出する。副委員長は委員長の指名により選出する。

(委員会)

第六条 本委員会の開催は、定例会と臨時会とし、委員長がこれを召集する。ただし、委員長は、一〇名以上の委員から開催請求があつたときは、遅滞なく委員会を召集しなければならぬ。

(事務局)

第七条 本委員会に事務局担当者を置き、委員会の設営、並びに議事録の作成等の事務を掌る。本委員会の事務局担当者、中央大学法曹会事務局長が指名する。

付 則

この規則は、中央大学法曹会幹事会の議決をした平成六年三月二三日から施行する。

# 会則検討委員会規則

(設置)

第一条 本会到会則検討委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(委員会の目的)

第二条 本委員会は、幹事長の諮問により、本会の会則、規則、規程、細則等に関する事項を審議し、答申することを目的とする。

(委員会の構成)

第三条 本委員会の委員は、一〇人とし、中央大学法曹会幹事会において選任する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長、副委員長)

第五条 本委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。

委員長は、会議を主催し、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(細則)

第六条 委員会の運営に関し、この規則に定めない事項については委員会で定めることができる。

付則

本規則は、中央大学法曹会の議決をした平成六年三月三十一日から施行する。

〔参考資料〕

学 校 教 育 法

第一章 総 則

第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。

第二条 学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。

② この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

③ 第一項の規定にかかわらず、放送大学学園は、大学を設置することができる。

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

（略）

第五条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十八号）

ただし国立又は公立の小学校及び中学校又はこれらに準ずる盲学校、聾学校及び養護学校における義務教育については、これを徴収することができない。

第七条 学校には、校長及び相当数の教員を置かなければならない。

（略）

第十条 私立学校は、校長を定め、監督庁に届け出なければならぬ。

（略）

第六十条 大学について第三条に規定する設置基準を定める場合には、監督庁は、大学審議会に諮問しなければならない。

（略）

第六十九条の三 文部省に、大学審議会を置く。

② 大学審議会は、この法律規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、文部大臣の諮問に応じ、大学（高等専門学校を含む。以下この条及び次案において同じ。）に関する基本的事項を調査審議する。

③ 大学審議会は、前項に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、文部大臣に対し勧告することができる。

④ 大学審議会は、大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以上の委員で組織する。

⑤ 前項に定めるもののほか、大学審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。  
(略)

## 大学設置基準

(昭和三十一年十月二十二日 文部省令第二十八号、最終改正 平三・六・三文令二四)

学校教育法第三条、第八条、第六十三条及び第八十八条の規定に基づき、大学設置基準を次のように定める。

大学設置基準

(略)

### 第一章 総 則

(趣旨)

第一条 大学(短期大学を除く。以下同じ。)は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

(自己評価等)

第二条 大学は、その教育研究水準の向上を図り、当該大学の目的及び社会的使命を達成するため、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならない。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

### 第二章 教育研究上の基本組織

(学部)

第三条 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであって、教育研究上適当な規模内容を有し、学科目又は講座の種類及び数、教員数その他が学部として適当な組織をもつと認められるものとする。

(学科)

第四条 学部には、専攻により学科を設ける。



2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。

(課程)

第五条 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。

(略)

### 第三章 教員組織

(学科目制及び講座制)

第七条 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、学科目制又は講座制を設け、これらに必要な教員を置くものとする。

2 学科目制は、教育上必要な学科目を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

3 講座制は、教育研究上必要な専攻分野を定め、その教育研究に必要な教員を置く制度とする。

(学科目制)

第八条 教育上主要と認められる学科目(以下「主要学科目」という)は、原則として専任の教授又は助教授が担当するものとし、主要学科目以外の学科目については、なるべく専任の教授、助教授又は講師が担当するものとする。

2 演習、実験、実習又は実技を伴う学科目には、なるべく助手を置くものとする。

(講座制)

第九条 講座には、教授、助教授及び助手を置くものとする。ただし、講座の種類により特別な事情があるときは、講師を置き、又は助教授若しくは助手を欠くことができる。

2 講座は、原則として専任の教授が担当するものとする。

(略)

### 第四章 教員の資格

(教授の資格)

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者

三 大学において教授の経歴のある者

四 大学において助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者

五 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で、教育の経歴のある者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(助教授の資格)

第十五条 助教授となることのできる者は、次の各号の一に該当し、教育研究上の能力があると認められる者とする。

一 前条に規定する教授となることのできる者

二 大学において助教授又は専任の講師の経歴のある者

三 大学において三年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者

四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

五 研究所、試験所、調査所等に五年以上在職し、研究上の業績があると認められる者

六 専攻分野について、優れた知識及び経験を有する者（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 第十四条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者

二 その他特殊な専攻分野について教育上の能力があると認められる者（助手の資格）

第十七条 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者

二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

## 第五章 収容定員

（収容定員）

第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。

2 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

## 第六章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（略）

## 第七章 卒業の要件等

（単位の授与）

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対して

は、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(他の大学又短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、三十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

#### 第八章 校地、校舎等の施設及び設備

(校地)

第三十四条 校地は、教育にふさわしい環境を持ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

(運動場)

第三十五条 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる施設を備えた校舎を有するものとする。

一 学長室、会議室、事務室  
二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。  
3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあっては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校地及び校舎の面積)

第三十七条 校地及び校舎の面積については、別に定める。  
(略)

#### 附則

1 この省令は、公布の日から施行する。  
2 大学における校地の面積（寄宿舎その他附属病院以外の

附属施設用地の面積を除く。は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、医学又は歯学に関する学部以外の学部に係る校舎の面積の六倍以上の面積と医学又は歯学に関する学部に係る校舎の面積の三倍以上に附属病院建築面積を加えた面積を合計した面積とする。ただし、特別の事情があり、この面積が得られない場合は、教育に支障のない限度において、二分の一の範囲内でこの面積の一部を減ずることができる。

3 前項の規定にかかわらず、夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と近接した施設等を使用する場合の夜間学部に係る校地の面積は、当該夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。

4 大学における校舎の面積は、第三十七条の規定に基づき、別に定められるまでの間、その教育に支障のないよう、少なくとも次の第一表及び第二表に定める面積を下らないものとする。

第一表

学部 の種類	収容定員 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 人の場合の面積 (平方メートル)	収容定員 人の場合の面積 (平方メートル)
文学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
教育関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
法学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
経済学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
商学関係	三、三〇五	四、九五八	六、二八〇
理学関係	五、七八五	八、九二五	一、二八〇
工学関係	六、六一一	一、二三九	一、二八〇

## 大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について

このたび、別添一、三のとおり、「大学設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十四号）」、「大学院設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十六号）」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十五号）」及び「大学通信教育設置基準の一部を改正する省令（平成三年文部省令第二十六号）」が平成三年六月三日に公布され、いずれも平成三年七月一日から施行されることとなりました。また、これらの省令に関連し、別添四及び五のとおり平成三年文部省告示第六十八号及び第七十号が平成三年六月五日に告示され、七月一日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、個々の大学が、その教育理念・目的に基づき、学術の進展や社会の要請に適切に対応しつつ、特色ある教育研究を展開し得るよう、大学設置基準の大綱化により制度の弾力化を図るとともに、生涯学習の振興の観点から大学における学習機会の多様化を図り、併せて、大学の水準の維持向上のため自己点検・評価の実施を期待するものにあります。

これらの省令等の概要及び留意点等は、下記のとおりですので、それぞれ関係のある事項について十分御留意の上、その運用に当たって遺憾のないようお取り計らい下さい。

### 記

第一 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の

### 一部改正

#### 1 自己評価等について

(1) 今回の大学設置基準の大綱化による制度の弾力化の趣旨を生かし、大学自らがその教育研究の改善への努力を行っていくために、当該大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めなければならないこととしたこと。（改正後の第二条第一項関係）

(2) この点検及び評価を行うに当たっては、上記の趣旨に即し適切な点検・評価項目を設定するとともに、適当な実施体制を整えて行うものとしたこと。（改正後の第二条第二項関係）

#### 2 教育研究上の基本組織について

(1) 学部の種類については、学部教育の多様な展開を図るため、規定上の例示を廃止したこと。（改正後の第三条関係）

(2) 学生の履修区分に応じた教育上の組織である課程の設置については、従来は学部の種類によって学科を設けることが適当でない場合に限定していたのを改め、学部の種類にかかわらず、当該学部の教育上の目的を達成するために有益かつ適切であると認められる場合には、課程を設けることができることとしたこと。

(改正後の第五条関係)

- (3) 学科又は課程に専攻課程を設け得る旨の規定を廃止し、学科又は課程にさらに細分化した組織を設けること

とについては、各大学の自主的な判断に委ねることとしたこと。(改正後の第四条及び第五条関係)

## 私立学校法

(昭和二十四年十二月十五日 法律第二百七十号、最終改正 平三・五・二一法七九)

### 第一章 総 則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第八十二條の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三條第一項に規定する各種学校をい。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところによる設立される法人をいう。

(所轄庁)

第四条 この法律中「所轄庁」とあるのは、第一号、第三号及び第五号に掲げるものにあつては文部大臣とし、第二号及び第四号に掲げるものにあつては都道府県知事とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

### 第三章 学校法人

#### 第一節 通 則

(資産)

第二十五条 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(収益事業)

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(略)

## 第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少くとも次に掲げる事項を定め、文部省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校に広域の通信制の課程を置く場合には、広域の通信制の課程である旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 役員に関する規定

六 評議員会及び評議員に関する規定

七 資産及び会計に関する規定

八 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定

九 解散に関する規定

十 寄附行為の変更に関する規定

十一 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもって定めなければならない。

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

(認可)

第三十一条 所轄庁は、前条第一項の規定による申請があった場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第二十五条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は大学設置・学校法人審議会の意見を聴かなければならない。

(略)

(設立の時期)

第三十三条 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによって成立する。

(略)

### 第三節 管 理

(役員)

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

2 理事のうち一人は、寄附行為の定めるところにより、理事長となる。

(業務の決定)

第三十六条 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもって決する。

(役員の仕事)

第三十七条 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもってその代表権を制限することができる。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職

務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は次の通りとする。

一 学校法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の仕事)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ)。

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもって定められた者を含む。以下本項及び第四十四条第一項において同じ)。

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 学校法人が私立学校を二以上設置する場合には、前項第一号の規定にかかわらず、寄附行為の定めるところにより、校長のうち、一人又は数人を理事とすることができる。



3 第一項第一号及び第二号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5 学校教育法第九条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。

（役員の兼職禁止）

第三十九条 監事は、理事又は学校法人の職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）と兼ねてはならない。

（役員の補充）

第四十条 理事又は監事のうち、その定数の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならぬ。

（評議員会）

第四十一条 学校法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、理事の定数の二倍をこえる数の評議員をもつて、組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 評議員会に、議長を置く。

5 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招

集しなければならない。

6 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。

7 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項

二 寄附行為の変更

三 合併

四 第五十条第一項第一号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第三号に掲げる事由による解散

五 収益を目的とする事業に関する重要事項

六 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもって評議員会の議決を要するものとすることができる。

第四十三条 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴

することができる。

(評議員の選任)

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のもののうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2 前項第一号に規定する評議員は、職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(寄附行為変更の認可)

第四十五条 寄附行為の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力は生じない。

(略)